

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私は、平成7年4月から17年3月まで地方自治体の非常勤職員として、毎年4月から翌年の3月までの1年度ごとに契約更新を繰り返して勤務していたため、毎年3月分の国民年金保険料を納付する必要があったので、その都度金融機関の窓口で同保険料を納付していた。申立期間の保険料についても納付した記憶があるので、同期間の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、同保険料の納付意識は高く、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行っているなど、申立内容に不自然な点はない。

また、申立人は「私は、地方自治体の非常勤職員として平成7年から勤務しており、申立期間の国民年金保険料については、社会保険事務所(当時)から納付書が届いていたので、その年の賞与の時期に確実に納付した。」と具体的に記憶していることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

私は、社会保険事務所(当時)に自分の国民年金の加入記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料について納付が確認できないとの回答をもらった。

しかし、国民年金の沖縄特別措置に係る特例追納保険料の納付ができる時期に、将来に備えて平成4年3月に夫婦二人分を全額納付したにもかかわらず、妻の分は全額納付になっているのに対し、私の申立期間の保険料だけがみなし免除となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する平成4年3月は、国民年金の沖縄特別措置の実施期間中であり、同保険料の一括納付が可能な時期である。

また、申立人とその妻の国民年金の沖縄特別措置に係る特例追納保険料の特例納付記録を見ると、同保険料の納付年月日は同一日であることが確認できる。

さらに、申立期間について国民年金の沖縄特別措置に係る夫婦二人分の保険料を一括して納付したとする金額は、当時申立人と妻が一括納付する場合に必要な金額とおおむね一致している上、申立人及びその妻は自営業をしており、申立人は「夫婦二人分の保険料を追納する資力は十分にあった。」と述べているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から55年4月まで

私は、社会保険事務所(当時)に自分の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付が確認できないとの回答をもらった。今まで役所から届いた納付書で期限までには必ず納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人はA町とB市との間で転出・転入を繰り返しているにもかかわらず、国民年金の住所変更手続きを行っていないため、申立人の国民年金の被保険者記録はA町の住所で記録されており、B市における申立人に係る国民年金被保険者台帳が作成されていない。このことから、A町で作成されたと考えられる申立期間に係る国民年金保険料の納付書が申立期間の住所に送付されなかった可能性がある上、B市において納付書は作成されなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等について記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月 11 日から同年 7 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 50 年 11 月 2 日から 54 年 5 月 7 日まで
(B社)
③ 昭和 54 年 5 月 10 日から 55 年 9 月 30 日まで
(C社)

私がA社、B社及びC社でタクシー運転手として勤務していたそれぞれの申立期間において、給与額は20万円以上であったが、オンライン記録の標準報酬月額は20万円より低い額となっていることに納得できないので、実際に支払いを受けた給与月額に基づく標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は「3社の給与額はいずれも20万円以上であった。」と主張している。

しかしながら、申立期間①について、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高額が20万円であり、A社において実質的な管理責任者である当時の運行管理者の標準報酬月額は20万円と最高額であるものの、申立人の同僚のタクシー運転手の標準報酬月額は同最高額よりも10万円程度低くなっている。

また、オンライン記録における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、同僚のほぼ全員の標準報酬月額と一致している。

申立期間②について、オンライン記録における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、同僚のほぼ全員の標準報酬月額と比較して低額であることなど、

不自然な月額とはなっていない。

また、同期間について、B社は「当時は完全歩合制であった。」と説明していることから、申立人の月ごとの給与額は一定ではなかったことがうかがえるものの、申立人が住宅融資の申請の際に使用したとする会社における昭和 51 年 2 月分の給与証明書に記載された申立人の給与額は 16 万 5,000 円となっている。

申立期間③について、オンライン記録における申立人の当該期間に係る標準報酬月額、同僚のほぼ全員の標準報酬月額と比較して低額であることなど、不自然な月額とはなっていない。

また、同期間について、C社は「報酬月額は適正に届出している。」と説明しており、会社が保管している申立人の申立期間に係る算定基礎届の控に記載されている報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の申立期間①から③までについては、健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致しており、標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡も見られない上、申立人が主張している標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間を含む昭和 54 年 10 月から 55 年 5 月までの期間において県外の A 事業所に臨時工として勤務していたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を受けた。しかし、申立期間において同事業所に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人は、A 事業所において昭和 54 年 11 月 1 日から 55 年 5 月 31 日まで同保険に加入していることから、申立人は申立期間の大半について同事業所に勤務していたものと認められる。

しかし、申立期間当時の総務・人事課の担当者二人は「A 事業所が臨時工を採用する際の条件は、基本的には 6 か月契約であり、雇用保険のみ加入させていた。」と証言している。

また、申立人と同じ昭和 55 年 4 月 1 日に A 事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚のうち、54 年 11 月に雇用保険に加入している同僚は「私は、54 年 11 月に 1 年契約の臨時工として入社したが、厚生年金保険被保険者となったのは入社して 5 か月後の 55 年 4 月である。」と証言しており、54 年 10 月ごろ入社したとする同僚は「私は 54 年 10 月ごろ入社し、すぐに雇用保険に加入していたが、厚生年金保険に加入したのは 55 年 4 月である。厚生年金保険の加入に当たっては、A 事業所の担当者から厚生年金保険の加入希望を聞かれて加入した記憶がある。」と証言している。

さらに、オンライン記録により、A 事業所における申立期間の厚生年金保険被保険者の資格取得状況を調査したところ、申立人の氏名は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間において同事業所で被保険者

資格を取得している形跡は見られない。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関連資料は無く、その他同保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。